

定期検査が必要なはかりとは？

取引や証明に使用する「はかり」は、2年に1回の定期検査が計量法で義務付けられています。

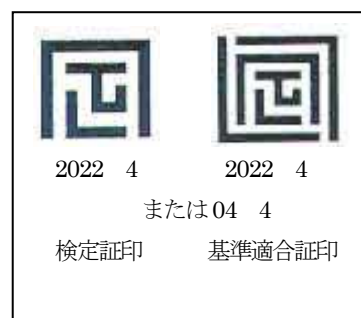
●次のような用途に使用している「はかり」は、定期検査が必要です。

- (1) 商売において、内容量をもって取引に使用されているもの
例：肉、魚、野菜、コーヒー豆などグラム売りするために使用しているはかり
- (2) 薬局・病院等で調剤に使用されているはかり
例：薬の調剤に使用するはかり
- (3) はかりで得た結果で、証明書等を発行する場合
例：病院等で体重測定（診断書用）、学校等で健康診断に使用しているはかり
- (4) 宅配便で重量を測るために使用されているはかり
- (5) 工場などで材料購入、製品の販売用に使用されているはかり

取引・証明に使用する「はかり」は、検定証印及び基準適合証印が付されているものでなければ使用できません。

●次のような「はかり」は、定期検査不要です。

- (1) 工場等で品質管理や原料の調配合用等工程管理に使用しているはかり
- (2) 飲食店、病院等で調理用に使用しているはかり（キッチンスケール等）
- (3) 銭湯、旅館、家庭用の体重計、病院、医院等で目安用に使用している体重計
- (4) 検定証印（基準適合証印）に付されている検定年月が以下に該当するもの
令和7年(2025年)11月以降のものは、今回の定期検査は対象外です。



▼定期検査には枚方市手数料条例に基づき手数料が必要です。

例：電気式はかり（能力100kg以下）1,400円

機械式はかり（能力100kg以下）500円 など

（手数料は、下記アドレスまたは、QRコードで枚方市ホームページ計量制度の中段の枚方市計量器定期検査手数料一覧を参照ください）

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/shouhi-cen/keiryoku.html>



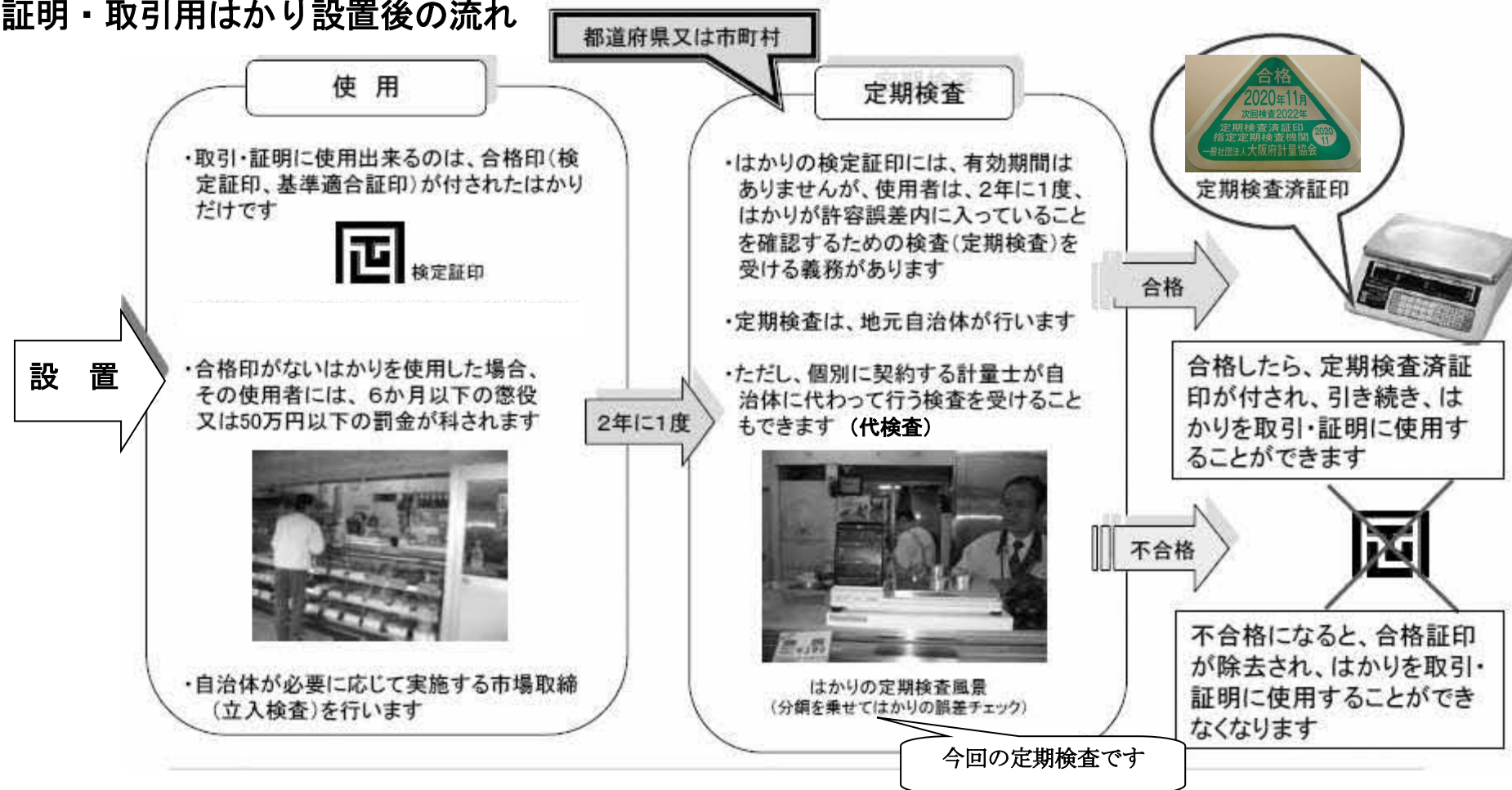
▼計量士による訪問検査をもって、市の定期検査に代えることができます。

代検査が対応可能な計量士や定期検査手数料についての問い合わせ先

大阪府計量協会（TEL 072-874-9115）

〒574-0055 大東市新田本町11番37号 大阪府計量検定所内

●証明・取引用はかり設置後の流れ



●はかりの種類

①電気式はかり



②ばね式はかり



③不等比台はかり



④その他

